

新型コロナウイルス感染症の影響による

困りごとがある草加市民の皆さまへ



個人向け

令和4年4月13日時点
令和4年9月26日修正

困りごとがある方

支援・対応内容

申込・問合せ先

① 令和3年度分の市町村民税均等割
が非課税である世帯

② 令和3年1月以降の家計急変世帯

支給

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金：令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給

※1世帯1回限りの支給。①及び②の重複受給不可。

臨時特別給付金コールセンター

☎0570-000-653

土・日曜日、祝日を含む

午前9時～午後6時

新型コロナウイルス感染症で

仕事を休んだ方

① 国民健康保険の加入者

② 後期高齢者医療制度の加入者

給付
(傷病手当)

① 療養等のため、労務に服することができなかった期間に対する手当金の支給

② 療養等のため、会社を休むことを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを

受けることができなくなった場合の手当金の支給

※①、②のいずれも、一定の要件を満たした場合に限ります。

① 保険年金課

☎048-922-1593

② 後期高齢者・重心医療室

☎048-922-1367

離職等で住居を失った、又は失うおそれがある世帯

給付

住居確保給付金：家賃補助（原則3か月・延長あり）

※収入・資産等受給要件あり、補助上限額あり。

まるごとサポートSOKA

☎048-922-0185

月～金曜日（祝日等を除く）

午前8時30分～正午、

午後1時～4時

困りごとがある方

支援・対応内容

申込・問合せ先

免除・減免

国民年金保険料の免除：当年中の所得見込み額が免除基準相当になる見込みの人

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004

国民健康保険税の減免：当年中の所得見込み額が免除基準相当になる見込みの人

保険年金課 保険税係
☎048-922-1592

介護保険料の減免：当年中の所得見込み額が免除基準相当になる見込みの人

介護保険課 保険料係
☎048-922-1376

後期高齢者医療保険料の減免：当年中の所得見込み額が免除基準相当になる見込みの人

後期高齢者・重心医療室
☎048-922-1367

※原則納付期限前に要相談。

相談

生活困窮相談：経済的な問題や生活上の様々な困難に直面している人の相談窓口

まるごとサポートSOKA
☎048-922-0185
月～金曜日（祝日等を除く）
午前8時30分～正午、
午後1時～4時

猶予の相談

徴収猶予の特例制度に関する相談：災害、疾病その他の事実により市税等を一時に納付することができない人の相談

※猶予は原則1年。納付できない事実を証明する書類が必要。

納税課
☎048-922-1124

支払猶予の相談：一時的に上下水道料金の支払いが困難になった人の相談

※申し出日から原則4か月（最長1年間）

上下水道部 水道営業課
☎048-927-2220

休業・失業などで収入が減少し生活に困っている方、家族、関係者等



新型コロナウイルス感染症の陽性が確認されたら… ～ よくある質問 ～

Q 療養期間の目安は？

回答 【発熱等の症状がある場合】

「発症日から7日間を経過」して「症状が軽快してから24時間を経過」した場合、8日目に療養解除です。

【無症状の場合】

「検体採取日から7日間を経過」した場合、8日目に療養解除です。

「5日目に検査キットによる検査で陰性を確認」した場合、6日目に解除です。

【濃厚接触者の場合】

「陽性者との最終接触日を0日として、翌日から5日間を経過」した場合、6日目に自宅待機解除です。

「2日目及び3日目に検査キットによる検査で陰性を確認」した場合、3日目から自宅待機解除です。

ただし、乳幼児は検査キットの利用想定外にあたるため、5日間、自宅待機となります。

詳しい内容は、埼玉県のホームページで確認できます。

「濃厚接触者の考え方について」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/noukousessyokusya.html>

注 療養解除の基準は変更される可能性があります。

注 令和4年2月14日以降、県または保健所から療養終了の連絡は行われていません。上記解除予定日の翌午前0時に外出が可能となります。

Q 療養期間中、外出できますか？

回答 症状がある場合は、症状が軽快してから24時間経過後または無症状、濃厚接触者の場合には、必ずマスクを着用するなど感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出が可能です。

外国の人は…

■がいこくじんむけそうだん(外国人向け相談)Coronavirus Hotline for Foreign Residents(24時間受付) ☎048-711-3025

※相談者からの通話を埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや帰国者・接触者相談センター等につないで通訳を行います。

Q 療養を証明するものはありますか？(令和4年9月26日時点)

回答 令和4年4月27日から、MyHER-SYSの画面から療養証明書を表示できるようになりました。

詳細は県ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/ryouyousyousei.html>)
をご確認ください。



※ 令和4年6月8日以前に、保健所に証明書を申請された方は、草加保健所(048-925-1551)にお問い合わせください。

●表示方法:MyHER-SYSで療養証明書を表示する方法→



●対象者:【令和4年9月25日以前に陽性の診断を受けた方】

MyHER-SYSに登録されている人

療養期間が10日以内の人

【令和4年9月26日以降に陽性の診断を受けた方】

65歳以上(受診日現在)の人

入院を要すると医師が判断した人

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の服用が必要あるいは感染により新たに酸素投与が必要と医師が判断した人

妊娠している人

●療養証明に関する問い合わせ

埼玉県庁新型コロナ療養証明窓口 電話 0570-033-005

●MyHER-SYSの操作方法等に関する問い合わせ

厚生労働省一般専用問合せ窓口 電話 03-6812-7818 ・ 03-6885-7284 ・ 03-5877-4805

(月～金 9時30分～18時15分)